

平成30年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成30年3月27日（火）

午後3時02分～午後4時45分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 議案第6号『千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則』
- (2) 議案第7号『千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則』
- (3) 議案第8号『区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議』
- (3) 議案第9号『区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議』
- (4) 議案第10号『千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則』

【指導課】

- (1) 議案第11号『千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標』

第 2 協議

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 軽井沢少年自然の家の利活用検討状況

【子ども施設課】

- (1) (仮称)四番町公共施設について(素案)

【学務課】

- (1) 平成30年度 特別支援教育の体制整備
- (2) 平成30年度 学校事務センターの運用

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(4月5日号)掲載事項

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等(平成30年2月)

出席委員(5名)

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（10名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
---------------	-------

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

坂田 教育長

それでは、お時間になりました。第5回の教育委員会定例会を開催をさせていただきます。

開会に先立ちまして、傍聴者からの傍聴申請があった場合には、傍聴を許可するというので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第5回定例会を開会します。

本日は、児童・家庭支援センター所長は公務のため欠席でございます。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

中 川 委 員

はい。わかりました。

坂田 教育長

それでは、まず議題に入る前に、事務局のほうから報告事項がございま

す。

子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長 それでは、ご報告申し上げます。去る3月22日に開催されました区議会第1回定例会、本会議におきまして、中川典子氏と俣野幸昭氏が任命の同意を得られまして、教育委員に就任されました。中川委員は3期目、俣野委員は1期目となります。任期は、お二方とも、平成30年3月25日から平成34年3月24日までの4年間でございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

坂田教育長 それでは、再任されました中川委員から、一言、改めて就任のご挨拶をしていただければと思います。

中川委員 再任されました中川典子でございます。よろしくお願いいたします。

中川委員 これまでの経験を生かしまして、またさらに4年間務めさせていただきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

(拍手)

坂田教育長 はい。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

坂田教育長 続きまして、新たに委員に就任されました俣野委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

俣野委員 はじめまして。千代田区鍛冶町一丁目の町会でお世話になっております俣野と申します。今回、教育委員という大役を拝命させていただきました。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

俣野委員 私自身、会社経営はもう、40年ばかりやっておりますので、ビジネスのほうではベテランにちょっと足をかけたかなということでございますけども、この教育ということに関しては、全くの素人でございます。しかしながら、国づくりは人づくりとよく言いますが、私自身、教育行政に対して日ごろから大変関心を持っておりましたので、今回このような形で、教育委員という仕事を拝命できたことを大変うれしく思っております。

俣野委員 また、私自身は初等教育をずっと千代田区で受けておりまして、もう50年も前の話ですけど、今でも千代田区歌は、私は1番だけなら暗唱して歌うことができるくらい、非常に千代田区に対する思いが人一倍ございます。そんなことで、今回このような形で、千代田区の教育行政に、本当に隅っこでございまして、携わらせていただくことを大変光栄に思っております。今後ともよろしく、ご指導をお願いいたします。

(拍手)

坂田教育長 よろしくお願ひいたします。

坂田教育長 どうもありがとうございました。

坂田教育長 そうしますと、これで、これまで1名欠けておったんですが、フルメンバーということになりますので、私を含め5名で教育委員会を形成するということです。よろしくお願ひ申し上げます。

坂田教育長 それでは、まず早速ですが、職務代理者を私のほうの命によって選ぶことに

中 川 委 員
坂 田 教 育 長

なりますが。中川委員、もう一度お願いできますでしょうか。よろしいですか。
はい。
それでは、中川委員に職務代理者をお願いいたします。引き続きお願いいたします。

◎日程第 1 議案

子ども総務課

- (1) 議案第 6 号『千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則』
- (2) 議案第 7 号『千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則』
- (3) 議案第 8 号『区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議』
- (4) 議案第 9 号『区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議』
- (5) 議案第 10 号『千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則』

指導課

- (1) 議案第 11 号『千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標』

坂 田 教 育 長

それでは、早速、日程に入ります。

まずは、第 1 は議案でございます。議案第 6 号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、そして、議案第 7 号の千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、これは一緒に議に付するということにさせていただきたいと思えます。前回まで協議をさせていただきました。

それでは、一括してご説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、議案第 6 号並びに議案第 7 号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

本件につきましては、前回、第 4 回定例会におきましてご協議いただいた案件でございます。具体的内容としては、区における人事制度の改正に伴いまして、区職員の職の名称の変更、例えば現行の「総括係長」が、新たに改正後は「課長補佐」といった名称になる等、このような名称変更に伴う規定整備でございます。

その他、各課における分掌事務につきまして、改めて精査いたしまして、規定整備を図るものでございます。

また、議案第 7 号でございますけれども、こちらにつきましても、区立学校におきましても同じく、係長職の名称等、こちらを変更するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂田教育長

す。

はい。ありがとうございました。

議案第6号、7号、これは採決は別ですけども、動議が一緒ですので、一緒に審議をしたいと思います。

何かご意見、ご質問がございましたら。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

内容的には全然異議ないのですけれども、一応教えていただかなければいけないと思うことが、6号に幾つかあります。

1つは、3/6ページ、上から2つ目、「教育行政に関する相談」という業務が入っていたのに、それが抜けてしまっている。抜けたら普通は別の部署に移ることが一般的なんですけど、どうもそれがない。一体教育行政に関する相談を受けるということをしていないという趣旨なのかどうかということが第1の質問です。

それから、第2の質問が、4/6ページ、子育て推進課の一等最後のところに、(10)がついて、「保育所等の指導・監査に関すること」というものが入ってきました。これも、従前からないはずがないんですけども、どこから消えたのか。消える場所はどうも見当たらないので、これがどうなっているかということが2番目の質問です。

3番目の質問は、次の5/6ページ。学務課の(7)、旧規定だと、「(保育士を除く)」となっていたものが、今回、「(栄養士)」となっているということになると、一体従前は保育園職員の保育所を除いた職員がいろいろとあってというイメージだったんですけども、今の状況は、栄養士以外はないと、いないという、もしくはいないけれど今後もそれ以外の職員を置くつもりはないと、こういう趣旨なのかどうか。

ついでに申し上げますと、この括弧というものは、学校職員から入るのかどうかという問題もあると思うんですね。

それから、次に、(8)の旧規定では、「委員会職員及び学校職員(教員を除く。)の研修に関する事」となっているんですが、改正後の規定によると、「学校職員(教員を除く。)」となっていて、そうすると、今までも実際にはなかったのかもしれませんが、委員会職員に対する研修というものはやらない、今後もやるつもりもない、こういう趣旨なのかどうか。

以上が私の質問の内容です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

それでは……

子ども総務課長

教育長、ただいまのご質問につきまして、若干ちょっと、整理をさせていただきますので、ちょっと、一旦休憩をいただけますでしょうか。

坂田教育長

それじゃあ、ちょっと、休憩します。

(休憩)

坂田教育長

それじゃあ、再開いたします。

子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長

ただいま金丸委員からご質問をいただきました。まず、6分の3ページ、こちらの子ども総務課の分掌事務における、この「教育行政に関する相談」が削除された件につきましては、これは、こちらに記載しております分掌事務が子ども総務課ということでございまして、子ども総務課の分掌事務としては、「教育の広報に関すること」といったような形でございまして、こちらが、旧規定のほうに記載しております「教育行政に関する相談」というものは、これは現実には、教育委員会における各課、例えば指導課ですとかあるいは学務課ですとか、そういったそれぞれの課の中にこれが溶け込んでいるといったような現状がございまして、そういったことから、子ども総務課の分掌事務としては、この部分を削除したというものでございます。

続きまして、4ページの、こちらの子育て推進課、「保育所等の指導・監査に関すること」が、新たな規定としてこちらのほうに追記してございます。こちらにつきましては、実は平成27年から、この事務を子育て推進課において実施していたところでございますが、これが、記載がちょっと漏れていたということでございまして、今般、規定整備に合わせまして、これを改めて掲載させていただくというものでございます。

それから、こちらの5ページ目の(7)の「栄養士」、改正後の栄養士の記述でございますけれども、これは、保育園における栄養士といった趣旨でございまして、保育園における栄養士、これの人事、服務については、学務課の所掌事項という形でございまして、ここを、現実今の実態に合わせて、規定を整備させていただくというものでございます。

また、(8)の旧規定では、「委員会職員及び学校職員」となっておりますが、これを「学校職員(教員を除く。)の研修」というふうに改めさせていただきますのは、この教育委員会職員の研修につきましては、これは、区におきましては、人事課のほうでこれを実施しているという実態がございまして、その実態に合わせて、規定整備をさせていただくというものでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長
金丸委員

はい。金丸委員、どうぞ。

はい。今のご説明でおおよそはわかりましたけれども、おおよそということとは、私のイメージとしては、6分の4ページと6分の5ページは今のご説明で十分に理解できましたという趣旨です。

問題なのは、6分の3ページで、「教育行政に関する相談」が、それぞれの部署で、それぞれの担当のものについて相談するのであれば、それをどこかに注記しておいたほうが、規定から抹消してしまうだけよりは、区民に対して親切ではないかというふうには思います。

子ども総務課長

ただいまの金丸委員のご指摘、確かにこういった相談窓口機能が、具体的にどこかに落とし込まれておりますと非常にわかりやすいというご指摘かと存じますが、これにつきましては、ちょっと、次回また、改正の機会等を捉えまして、改めてそのような形で追記といいますか、また、改正に向けての形

坂田教育長

をとらせていただければというふうに存じますので。

はい。確かに行政の窓口、あらゆる窓口で相談は、要するに苦情を含めて、これは当たり前にするんですけれども、特別な相談事とかというのは、特殊に窓口を設置して、一元化を図り、あるいは集約を図りながら、そこで受け付けるという話もします。

しかし、分掌上、行政の窓口は、出張所を含め、全てのところで満遍なくやられることですね。これは官房系にしてもしかりというか、総務にしる企画にしる。それと、分掌の中にそれを落としているかということ、確かにそこまでの記載はなかったかもしれません。

ちょっと、まさに今、問題提起されたんで、その相談という、行政として当然のことをどんな形で表記するのか、そこはもう一度確認させていただきたいと思います。

金丸委員

1点だけ。その点についての何でそんなことを言ったかと申し上げると、今、教育長のおっしゃったとおりで、実際には、相談があれば、それぞれの担当で受けることは間違いのないわけなんですけども。多分この議案を熟読する人はそう多いとは思わないんですけど、これを見たときに、これから落ちてしまっ、どこにもないということ自身が、何だというふうに思う区民もいるのではないかと。そういう人に対する丁寧な説明が、何らかの形でされることのほうが親切ではないかという、そういう趣旨でございます。

坂田教育長

はい。どこでも受け付けますよ、そういう趣旨でございますので、それを踏まえての。

子ども総務課長

ただいまの金丸委員のご指摘につきまして、課題として受けとめさせていただきまして、次回のこちらの規定、規則改正に向けては、改めてその点は改善をさせていただきたく存じますので、今回につきましては、こちらのほうで採決を賜ればというふうに存じます。

坂田教育長

はい。ちょっと、ほかの部署、区長部局も含めて、規定のあり方としてどうあるべきか、相談機能、それはもう、当たり前にあるものと我々も承知しておりましたので、そこは行政各部門の整合も図らなきゃいけないというふうに思いますので、ちょっと、研究させていただいて、適時直すべきは直すということにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、採決に移りたいと思います。

議案ごとに行います。

議案第6号でございます。千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成、全員です。それでは、これは決定ということにさせていただきます。

続きまして、議案第7号、千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部

を改正する規則でございます。

改正に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成、全員ですので、承認ということになりました。

それでは、引き続き、議案第8号、区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議、そして、議案第9号、同じく区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について、子ども総務課長より一括しての説明をお願いします。

子ども総務課長 それでは、議案第8号並びに議案第9号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

いずれも区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議でございます。

まず、議案第8号でございますが、こちらも前回、第4回定例会でご協議いただきました内容でございますが、幼稚園教育職員等の児童手当の認定及び支給に関する事務を、教育委員会において補助執行するという内容でございます。

次に、議案第9号でございます。こちらも前回ご協議いただきました内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定されます大綱の策定に関する事務、これを教育委員会において補助執行するという内容でございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問があればよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第8号、区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成、全員でございます。ありがとうございます。

引き続き、議案第9号、区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議でございます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成、全員ですので、承認されたということにさせていただきます。

それでは、次に、議案第10号、千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、議案第10号でございます。こちらにつきましては、前回、定例会におきましてご協議いただきました内容でございますが、教育委員会が教

	育長に委任する事務につきまして、児童手当に関する事務を補助執行することとの整合を図り、あわせて教育職員等の服務に関する規定の整備を図るものでございます。
	ご説明は以上でございます。
坂田教育長	はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。
	よろしいですか。
	(な し)
坂田教育長	それでは、議案第10号につきまして、採決に移りたいと思います。
	賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
坂田教育長	はい。ありがとうございます。賛成、全員でございます。
	議案第10号は決定いたしました。
	続きまして、議案第11号、千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標について、これは指導課長より説明をお願いします。
指導課長	千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質向上に関する指標についてご説明申し上げます。
	前回ご協議いただきました本指標に関しましては、委員の皆様からご指摘いただきましたように、策定することが最終目的ではなく、有効に活用してこそ意味がありますので、これらの内容事項を研修や日ごろの指導課のさまざまな事業に反映させることで、園長・副園長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図ってまいりたいと思います。
	説明は以上です。ご議決、よろしくお願いいたします。
坂田教育長	はい。ありがとうございます。
	これ、指標につきましては、先般も協議をしてきたところでございますが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
	金丸委員。
金丸委員	この指標というものは、いわゆる法規範になるのでしょうか。そうじゃないのでしょうか。
指導課長	法規範ではございません。
坂田教育長	ということでございます。よろしいでしょうか。
	(了 承)
坂田教育長	ほかにございますか。よろしいですか。
	(な し)
坂田教育長	それでは、議案第11号につきまして採決したいと思います。
	議案第11号に賛成の方の挙手をお願いいたします。俣野委員はいかがでしょう。
	(賛成者挙手)
坂田教育長	ありがとうございます。賛成、全員でございますので、決定したという

ことにさせていただきます。

◎日程第2 協議

指導課

(1) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(2) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

坂田教育長	それでは、日程の第2に移ります。協議に入ります。 まず初めに、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。指導課長より、説明をお願いいたします。
指導課長	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、規則を一部改正するものでございます。 給与条例につきましては、平成29年第4回区議会定例会において、平成29年特別区人事委員会勧告に基づく公民較差の解消を図るための給与表及び勤勉手当の改正を行いました。 2枚目の資料をごらんいただきますと、1、改正趣旨ですが、今申し上げましたとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正にあわせて、勤勉手当の支給月数の改正を行うものでございます。 改正概要ですが、第4回区議会定例会で可決されました条例の規定どおり、改正条例第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数、12月期を0.10月引き上げたものを、今回は6月期と12月期に当分に割り振る改正を行うものでございます。 なお、施行は平成30年4月1日でございます。 説明は以上です。
坂田教育長	はい。それでは、説明がございました。勤勉手当に関する規則。条例は既に可決しておりますので、規則の中で支給割合を定めるということでございます。
金丸委員	どうぞ、金丸委員。 私の理解で間違いはないんだとは思っているんですが、この「第1条による改正案」というものが左側にあって、右側に「改正後（30年度）」と書いてあるものは、「改正後（30年度）」は、30年度だけこういうふうにするんであって、31年度以降は左側の表で行くという理解でよろしいのでしょうか。
坂田教育長	はい、指導課長。
指導課長	いや、これは今回、改正が行われましたので、今後また、新たな改正が行われない限り、このまま、単年度の改正ではございません。
金丸委員	この「30年度」と書いてあるものが、31年度もずっと、右側の表の数字で行くという、そういう理解ですか。

指 導 課 長	特にその都度改定がなければ、このまま継続ということでございます。
坂 田 教 育 長	はい。そういうことでございます。毎年あるんですけども。
指 導 課 長	途中であったりとかしますね。
坂 田 教 育 長	改正後の割合がそのまま、変化がなければそのまま行くということでございます。よろしくお願いします。
	ほかにございますでしょうか。これはよろしいですか。
	(な し)
坂 田 教 育 長	それでは、これにつきましては終了させていただきます。
	次に、協議の2番目になります。幼稚園教職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明を願います。
指 導 課 長	幼稚園教育職員の初任給、昇給及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
	本議案も、平成29年特別区人事委員会勧告に基づき、規則の一部を改正するものでございます。
	資料をごらんいただきますと、1、改正趣旨は、今申し上げましたとおり、平成29年の特別区人事委員会勧告に基づき、国や都など、他団体との均衡を考慮し、昇給制度の見直しを行うものでございます。
	2、改正概要ですが、初任給調整号給の廃止及び廃止に伴う規定整備を行うものでございます。
	3、施行期日は平成30年4月1日でございます。
	ご説明は以上でございます。
坂 田 教 育 長	はい。何かご疑問、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。
	よろしいですか。
	(な し)
坂 田 教 育 長	それでは、協議を終了させていただきたいと思います。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 軽井沢少年自然の家の利活用検討状況

子ども施設課

(1) (仮称)四番町公共施設について(素案)

学務課

(1) 平成30年度 特別支援教育の体制整備

(2) 平成30年度 学校事務センターの運用

坂 田 教 育 長	引き続き、日程第3に移ります。報告事項になります。
	最初に、軽井沢少年自然の家の利活用検討状況につきまして、子ども総務課長から説明をお願いいたします。
子ども総務課長	本件につきましては、軽井沢少年自然の家、こちらにつきまして、これまで区議会におきましてご議論、ご意見等を賜り、また区議会における特別委

員会、福祉施設整備特別委員会といった特別委員会が設置されておりまして、この特別委員会におきまして、箱根千代田荘と軽井沢少年自然の家、こちらの利活用について、所管事項として調査、議論をするという、そういった形になっておりますので、そちらの委員会におきまして、去る第1回定例会の特別委員会の際に提出されました資料、その一部を抜粋いたしまして、本日はご報告させていただくものでございます。

この資料の抜粋という趣旨は、私も教育委員会の所管である教育財産、軽井沢少年自然の家、これ以外の旧箱根千代田荘の部分につきましては、この資料から割愛させていただいておりますので、本日は軽井沢少年自然の家についての資料のみ、このような形でご提示させていただきます。

この軽井沢少年自然の家の利活用の検討状況といたしましては、これまで学校における宿泊行事での利用上の課題として何点か、これは議会に対してもこのような形でご説明してきたところでございます。したがって、現時点では、学校の宿泊行事では、この軽井沢少年自然の家は利用されていないという状況でございます。

具体には、例えば春の時期に、この軽井沢少年自然の家を利用する移動教室であれば、まだ寒い時期ということから、野外での活動が限定されてしまうということ。それから、こちらの地域の特性といたしまして、周辺がかなり住宅等も建て込んできているような状況もございまして、キャンプファイヤーあるいはナイトハイクといった、こういった屋外での活動が制約されてしまうということ。こういったような要因によりまして、教育委員会といたしましては、新年度、平成30年度も、学校の宿泊行事での軽井沢少年自然の家の利用は行わないというものでございます。

また、こちらの地域、用途規制あるいは建築規制といったものがございまして、ここにつきましては、一般の宿泊施設、合宿所、スポーツ施設などはここに建築することができない。また、保養所や研修施設など、対象者を限定した施設に限られるというものでございます。

また、民間における運営事業者等、こういった事業者のニーズ状況についても調査をかけたところでございますが、やはりこちらの用途規制等、こういったことから、一般の宿泊施設あるいは合宿所といったものが建築できませんので、これを民間の事業者が運営するといった参入の意欲はないというものでございました。

こちらの右のほうのフロー図でございますが、こちらは、平成29年度から来年度、平成30年度にかけまして、今後、具体的にどのような形でこの件について進めていくかといったことをまとめたものでございます。平成29年度につきましては、ただいま申し上げましたような、現地の調査等々を実施いたしまして、この施設について、箱根千代田荘も含めまして、活用案の調査検討、市場のリサーチ等を実施したところでございます。そして、先ほど申し上げました議会に対して、利活用の方向性、またこの調査の検討結果等についてご報告をしたところでございまして、今後、平成30年度につきまして

は、新たに利活用方法の検討会、こういったものを組織することを予定しておりまして、検討会の委員として、有識者の方、また区民の方等を想定しているところでございます。

この利活用方法の検討会におきまして、ご意見を賜りながら、今後また、利活用方法について、検討をさせていただくというものでございます。

本件につきましては、ご説明は以上でございます。

はい。ありがとうございました。

軽井沢少年自然の家ですね。実は、これは、今、企画部門で一括して、区の区有地、低未利用地という扱いになっています。要するにほとんど、区内にある、いわゆる学校跡地もありますよね。今、広場状になっている、公園状になっているものもあります。永田小とか小川小とかという、そういうものもある。そういうものは、低未利用地と、利用がきちっと決まっていない用地ということで、企画部門でそれを所管しております。その中に、今、実は箱根の千代田荘もあれば、この軽井沢少年自然の家もあるという状況になっています。

一応、この箱根と軽井沢というものは、相当区民の関心も高いものですから、どう利活用するかということの検討が急がれているんですけども、なかなかいい知恵が浮かばないということが現実です。

箱根のほうは、比較的ああいいう温泉の土地柄で、観光地でありますので、事業者、民間の方の知恵をもってすれば何とかかなりそうだなという方向は出ています。

ただ、軽井沢につきましては、ひとつ別荘地といいますか、ここは用途上は低層の住居専用地域でございまして、ですから、限られるんですね、建物が。不特定多数が集まるような施設はだめということがもう、これは建築規制がそうになっていますから。また、スポーツ施設、例えば体育館をつくとか、そういうこともできませんよというようなことで、相当建築制限の強いところでございまして、また、まちの規則だったかな、緑地なんとかという、いわゆる軽井沢の特徴として持っている規制がございまして、これはなかなか容易じゃないということでございます。

ただ、私どもとしては、区としては、所有をしながら活用を図るんだというふうに言っていますので、売却をするということを前提にしておりません。今のところは所有をしながら、何かに使えないだろうかということで、知恵出しをしていくということになっている。

ただ、そういう相当厳しい事情の中ですので。かといって、従来どおりの学校の施設として活用するには、余りにも利用が少ないんで、これは経費が相当かかり過ぎるという状況がございまして、したがって、今、休止をしておるんですが、何かそういういい知恵はないだろうかというところなんです。

もしアイデアが、こんなこと、思いつきで、まずは思いつきでも結構だと思えるんですけどね。こんなことができれば。今後の学校教育あるいはそれに

限らずですけれども、福祉の領域に入ってもいいのかもしれませんが、何か活用ができないだろうかと。そういう検討財政をこれからもつくって進めていくということになっています。

一応まだ、今のところ教育の財産ですよ、位置づけは。そうですね。だから、我々としても、できれば知恵出しをして、子どもの育成に関して主として使えればいいなというふうに思っていますし、今後の検討会に、そういうアイデア出し、教育として出すということは重要なことだろうというふうに思っていますので、もし何かお気づきのこと、アイデアがございましたら、こんなことに使ってみたらどうだろうかということがありましたら、ぜひ出して。

中川委員、お願いします。

中 川 委 員

こんなことに使ってみたらというより前に、教育財産なんですから、教育施設でどう使えるんだろうかということを、教育委員会のほうでもっともっと提案するなりとか、できなかったんでしょうか。区長部局で、低未利用地とひとくくりにして検討している中で、その一部として軽井沢の施設の価値を見出すというか、もう少し使い道がないんだろうかということを考えないのは、教育委員会がないがしろにされているんじゃないかなというふうに思っていますけれども。

区長部局主導かもしれませんが、教育関係のほうでもっともっと考えるなりしたいし、検討委員会といっても一括した中に入っちゃったら、この軽井沢少年自然の家もどういうふうに使うかということが、焦点がずれてきちゃうと思うんですよ。

それから、あの建物はいろんな制限があるかもしれませんが、もし施設としてこんなことに使えるんじゃないかということがもっと考えられるんだったら、それを先に考えるべきじゃないでしょうか。軽井沢については、学校の先生方も期待していますし、使い方によってはもっともって違えることができるんじゃないかということはみんな考えていると思うんですけども。何かそういう意見を反映する場が全然ないような気がして、このまま進まれてはちょっと困るなという感じがしますけど。

坂 田 教 育 長

はい。というご意見でございました。

それでは、小川部長から。

教育担当部長

この宿泊行事、軽井沢の行事だけではなくて、全体を見直す中で、やはり軽井沢を使った場合の学習環境であったり、そういったものを照らし合わせて、さらに子どもたちのためにいい環境を提供するには、あの施設ではなかなか難しいのではないかとことがまず、平成27年度の検討で出た結論でございます。

そもそもいろいろそのときにも教育目的で、その後の利活用に関しては、我々も検討したのですが、いかんせん、小学校8校、中学校2校という中で、例えば一定の行事の利活用を考えたとしても、全部この行事が復活したとしても、年間30日程度しか稼働ができない。三百数十日が未利用の施設に

なってしまうということを考えますと、なかなか教育目的だけでこの施設の後の利活用をやるということも、少しやはり限界がある。したがって、教育目的の利活用も検討しつつ、さらに幅広い検討をしていかない限り、十分な利用をされる施設にはならないのではないかな。そういうふうに我々は考えております。

したがって、現時点で軽井沢を宿泊行事の場所として活用はしておりませんが、これからやはり子どもたちのいろいろ学習課題といったものも変わってくる状況に、これからはなっていくわけでございますので、例えば新たな使途に対応できるような施設になった場合に、そのときにも使わないということまで言っているわけでは決してなくて、将来的な利活用というものを十分考えられるんだけれども、やはり学校の利用だけでは、先ほど申し上げたような事情で、十分な利活用が図り切れないので、ほかの使途についても幅広く考えていくべきではないかと、このように考えているところでございますので。

本当に先ほど教育長もおっしゃいましたけども、いろんな発想で幅広く考えていきたい。子どもたちのことだけということになると、どうしてもそこでとまってしまうので、幅広く考えていくということが必要ではないかというふうに考えております。

中 川 委 員

ただ、今の建物のまま春にはまだ雪が降っていて、教育活動に合わないということはあるかもしれませんが。建てかえも考えた上で、どんなことができるかということが必要なんじゃないかと思います。いつも寒いからできないとか、年間使うことができないというんだけれども、もしかして違う形に建てかえたりすれば、1年中使うことができることはあるんじゃないかと思うんですけれども。そういう話をするのは全然なかったんですね。

教育担当部長

いえ。先ほど申し上げた宿泊行事全体の見直しの中で、我々に対しては結論ということで、現在の宿泊施設の形にはやはりちょっと合わないということが、我々の結論でございました。

と申しますのも、例えば施設を新しくしたとしても、周辺環境や、気候を含めて、周辺環境が変わるわけではないですし、春の時期の気候であったり、野外活動の制限であったり、あるいは婦恋との交流の拠点として使っていたんですが、やはり距離が少し遠いので、もう少し近い施設を代替施設で今現在使っているところなんです。そういったことがございましたので、仮に今の宿泊行事のスタイルを続けるとするならば、施設が新しくなっても、なかなかちょっと、使えないのかなと。理由が理由でございましたので。

ですので、また別の目的、別の学習活動で使うということも含めて考えるのであれば、もちろんそれは十分考える余地もあろうかと思いますが。現状の学習活動と照らした場合には、やはりちょっと、軽井沢という地そのものが適していなかったということが、当時我々が考えたことでございます。

坂 田 教 育 長

ということなんですね。とにかく学校がということになると、千代田区の

近傍、小学校が8校、中学校が2校、隣が中野区の少年自然の家、同じなんだね。中野区はやっぱり30から35ぐらいかな、学校があります。そこはやっぱり運営はまだしている。やっぱりもともと利用客が少ない、対象が少ないですから、客と言っちゃあれですけど。対象が少ないんで、その中で1年のうちの何日かだけを使う。それを維持するために、どうしても1年中運転はしていきやいけませんから。それを税金でずっと出しているという状況が、これはなかなか区民にも説明が難しいだろうというようなところはどうしても拭えないと。

何とか活用の方途という方策を、いろんな形で、ここで使えないだろうか。それは知恵出しも、事務局側も日々悩まされて検討もしているんですけども、なかなかいい知恵が。これは、ある意味、公務員だからというところもあって、もっと事業の発想なり、何かできないだろうか。民の知恵も借りなきゃいかん。そういうことで、企画部門とも一緒になりながらやっていて、民の知恵で事業を展開できれば、ここを手放さないでもやっていけるんじゃないだろうかとということで、今模索をしているということです。

中 川 委 員

もう一つ言わせていただくと、例えば九段中等のブリティッシュヒルズ、あそこなんかはやっぱりすごい雪が降るところでやっていますけれども、合宿。冬も使えるような施設につくれば、ああいうことも、九段中等のああいうこともできるし、そのほかの学校でもできるんじゃないかと思うんですけども。

坂 田 教 育 長

そうですね。それも1つの方策としてあろうかなということは今考えています。

ただ、先般、九段中等で我々も視察に行ったんですけど、あれは福島でしたっけ。

中 川 委 員

そうですね。

坂 田 教 育 長

そうですね。神田外語さんが経営しているんですよ。ただ、現実には講師の方、あの近辺に住んでいらっしゃいましたよね。こっちから通っているわけじゃないんです。要するにあそこで経営をするということになれば、そこに住み、働く人たちがいてということになるわけですが。そこまで全体を用意してやれる力量が我々にあるかどうか。あるいは、神田外語さんって、具体的名前を出して申しわけないですけど、その学校さんにこちらで経営してもらえないだろうかというお願いをするという手もちろんある。しかし、それでもきっと、神田外語さんはそこで講師を集め、その人たちを住まわせということになってくるということになれば、また、相当そこは莫大な資金が必要になってくるんだらうなというようなこともあり。それも1つの要素で、ほかにいろんな手はあるのかなとは思っているんですけども、そこで事業をずっと展開していける、継続していけるというものが、どうも今のところ自信を持って提示できないというところが確かにあります。

しかしながら、これから世の中もどんどん変わっていきますし、私もこの軽井沢町にもちょっと出向いて、まちとしても何か使えないだろうかという

話も聞いてきました。ただ、まちとしてあそこを利用するということはちょっとないという。向こうの軽井沢町とタイアップして何かできれば一番いいなと思ったんですが。あそこは、言ってみれば、別荘地としては最もいい別荘地なんだと。そういう活用で、そういう位置づけは与えられた土地だから、ほかのことで利用するということは余り考えていないんだというようなことも言われて。例えば福祉の事業をやるにしても、そこで就労する人たちが、まちのところで採用されて入ってくるという、こっちから就労する人まで送り込むというわけにはいかないんで。そういうこともできないだろうかと思って、まちにも伺ってみたりはしました。しかしながら、そういう利用の方法は今のところ考えていない、というようなことも言われ。なかなか先が見えないところが、現実にはあるんです。

金 丸 委 員

費用対効果の問題はあるんだろうと思うんですけども。子どもたちのためにということに、多分今までの議論って集中しちゃっただろうと思うんですね。子どもたちのためにするということは、子どもたちをそこに連れていくだけじゃなくて、子どもたちのための、いろんな外的な要素を育てるという意味もあるわけですから。例えばそこで教員の研修をすとか、もしくは保育士等の研修をすとかというような形で使うことも含めて、結果として子どもたちにそれが還元されるような幅広い検討はやはり必要なのかなと。

と同時に、先ほどの神田外語の問題も、確かに住んでいる状況で今のあれはとてつくれるはずはないんですけども、例えば期間を限定したら、その期間、教員を派遣してくれないかということについては、僕は検討の余地はあるだろうと思うんですね。だけれども、それで1年間を通すことはあり得ないわけですから、細切れにそれが使えるようなシステムを考えると、もう少し幅広く検討の対象が広がっていくんじゃないかというふうには思います。

坂 田 教 育 長

はい。ありがとうございます。そうですね、今の金丸委員の意見は、まさにそのとおり。先ほど小川部長も言っていましたけども。結局そうなんです。子どものためにということは、もう子どもだけをターゲットにしているわけで、その環境をどうつくっていくか。人的な環境も物的な環境も含めてですけどね。

ですから、そういうことで、複合的にいろんな利用ができれば、結果として、教育の質というか、子どものための何が、千代田ができることということが見えてくるんじゃないかということなんです。

多目的利用なり何なりができないだろうかというようなことも、今、頭をめぐらせている最中でございます。ぜひいろんなお知恵があれば、お貸しいただきたいということでございます。

今後も日々私どもにお話しいただいて結構です。この場だけで何かアイデアを出せという話じゃもちろんないわけでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、軽井沢につきましては、このあたりにさせていただきたいと思っています。

じゃあ、次に、四番町の公共施設について説明をお願いしたいと思っています。

小池課長。

画面のほうをごらんいただければと思います。

四番町公共施設に関しましては、仮園舎、それから仮施設のほうのご視察を先々月にやってもらいました。四番町の民有地を借りている施設でございます。

きょうご説明しますものは、仮園舎を含めまして、全体のスケジュールからまずご説明を申し上げたいというふうに考えております。

平成29年度末になりますが、現在基本構想の策定をやっていると。取りまとめができるような状況になっているという状況でございます。重なってございますけれども、基本設計と一緒にやっていると、基本設計作業の前提条件整理として、基本構想の策定をやっているという形になってございます。

平成30年度、来年度の8月まで基本設計をやりまして、その後、実施設計を12カ月、31年度の8月までに実施設計を完了させまして、31年12月、第4回定例会のほうで工事の契約議案のほうを出しまして、36カ月の解体新築工事をやり、34年12月にでき上がる、そして開設するというような流れ、これが四番町公共施設本体のほうの流れになってございます。

その次の段ですけれども、仮施設整備という段がございます。こちらが四番町保育園と児童館の仮施設、近傍に民有地を借りている場所でございますが、こちらに関しましては、土地の借用というオレンジ色のラインがございます。こちらが平成35年3月まで、83カ月という長い間借りているという形になっています。35年3月に返すという流れになっていると。保育園に関しましては、3月19日、この3月19日に仮施設のほうに引っ越しをしております。児童館のほうは2月5日に引っ越しをしてございまして、現在仮施設のほうで活動を開始しているという状況になっているということでございます。本体のほうは、1階、2階、3階、4階が空になっているという状況になっているということです。

その下の段が、仮住宅の整備ということでございまして、こちらは旧千代田保健所、麴町保健所の場所に仮住宅のほうを整備してございます。現在工事中です。でき上がりが31年8月、9月ぐらいができ上りということになっています。こちらができりますと、保育園、児童館と併設の住宅の居住者の方々と、四番町図書館のほうの棟にお住まいの四番町アパートの方々に關しまして、引っ越しをすることができるということになります。そうしますと、31年度の12月からは、その本体のほうの解体、新築工事ができると、引っ越しをすることにより、解体することができるという全体の流れになっているということでございます。

その次の段ですけれども、四番町図書館ですが、こちらに関しましては、民

間の場所を借りるということを検討中でございます。現在、場所は未定ということで、民間ビルを借りるという方向で考えています。これも31年12月ということの方向だということで聞いてございます。

それから、職員住宅も併設になってございまして、こちらに関しましては、民間住宅を借りるという流れ。それから、区民集会室に関しては、その間休止すると、工事中に関しては休止するという流れ、これが全体の流れになっているというのが全体のスケジュール感でございます。

引き続きまして、本体の素案ですね。必要な考え方ということで、字ばかりで大変恐縮なんですけれども、整備の基本的な考え方というものがございます。こちらに関しましては、四番町エリアで2棟2施設が隣接してあるという現実がございます。保育園・児童館・区営住宅・区民集会室の建物と、それと図書館・区営アパート・職員住宅の建物が隣接して2棟ございます。2敷地で2棟建っているという状況になっていると。

保育園・児童館・区営住宅のほうに関しましては、築37年が経過してございまして、老朽の度合いが激しいということがございます。保育園の厨房のほうで水が濁ったりというような状況もございました。それに関しまして、緊急に解決していく必要があるということで、こちらのほうでやっていったということでございます。

隣接する図書館・区営アパート・職員住宅に関しましても、築31年が経過しているということがございます。こちらに関しましても、経年劣化ということがございますし、それからバリアフリーの脆弱さを抱えているということから、機能更新が必要であるという認識、2つの施設が同時期にといえますか、こういったときに機能更新をやっていく必要があるということが基本的な考え方になってございます。

その際の課題でございますが、こちらに関しましては、仮移転先の確保というものが大事な課題になってまいります。こちらは、先ほど来申し上げてございますが、休止することができない機能、保育園、児童館等でございますので、仮施設が近傍に必要だということが課題としてあると。それから、狭隘さが激しいということがございます。それから、まとまった空間がないとか、そういったバリアフリーといったような状況も必要になってまいります。

児童館に関しましては、昭和期の後半の建て方の建物でございますので、事務室であるとか更衣室、休憩室が男女共用であるというような状況もあるようなことがございます。階段で非常に狭いような状況があると、そういったことに関して、それについては配慮していく必要がございますねということが、こちらのほうに書いてございます。

(3)の整備方針ですが、こちらに関しては、2敷地を1棟として一体的に整備するという考え方ができないだろうかということにより、空間の創出ができるじゃないでしょうかとかといったことのような可能性から、そういった1棟として整備するという方法を考えていくということを、整備方針に

考えてございます。

それぞれの各施設の整備方針です。

四番町保育園に関しましては、定員100名の区立保育園ということで考えたいと。現状97名でございますが、定員100名ということで考えてまいります。それから、病後児保育室の新設ということをやっていきたいというふうに考えております。

児童館に関しましては、学童クラブの定員を、現状の40名から80名に倍増することを考えています。それから、乳幼児室の新設ということと、それから遊戯室の拡充、こちらに関しては、中高生なんかも利用できる体育室としての計画もできるんじゃないかなということで、バスケットボールなんかもできるような場所を計画することも可能なようになってくるということでございます。

四番町図書館です。こちらに関しましては、開架書架を15万冊に拡充を考えてございます。現状12万2,000冊程度ということになっています。閲覧席に関しましては、現状49席のところ、倍より多いですね、閲覧席が100、雑誌閲覧席が40ということで、140席の座席数になるということを考えたいと。それから、車椅子の専用席の新設、拡大読書専用席の拡充、対面朗読室の新設、中高生専用室の新設といったような拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、住宅とアパートでございますが、こちらに関しましては、現状と同規模、54戸の確保ということを考えてございまして、バリアフリーの拡充を図るということと、プライバシーやセキュリティの配慮ということをやってまいりたいというふうに考えております。

職員住宅に関しましては、現状20戸でございますが、単身用も含めまして、23戸ということを考えてございます。

設計方針に関しましては、こちらに書いてあるとおりですね、環境負荷の軽減であるとか、ライフサイクルコストの低減といったような、こういったことを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

現状と計画案、これを最初に見てもらえればよかったかもしれないんですが、現状と計画案の図を出しました。2棟に分かれているということが、これでわかってもらえるかなと思います。民間マンションが挟まれる形にはなっておりますが、この南北に分かれた2棟の建物があるということでございます。こちらに関しまして、一体的に整備するという計画案で、1棟としてやりますと、園庭が倍増になるということが明らかにわかってくると。それから、近接します民間マンションに関しましても、風通しがいいといいですか、見晴らしがいいような状況になってくることがわかるかなと思います。

最後に、面積表を出しました。それぞれ、保育園それから児童館、図書館、集会室という順に面積を載せてございます。黄色い部分が、新設になったコーナーでございますということがございます。それぞれ、現状の規模等

が載ってございまして、合計で申しますと、現施設で2棟合算で9,866のところ、計画案で申しますと、1万2,200平米になるということで、拡充され、環境のいいもの、環境に配慮された計画になっていくという考えでございます。

それで、一応、意見公募を現在やってございまして、3月12日から3月26日までの間、意見公募を行いました。回答が12件ございまして、1件にしましては、番町文人通りに面しているというか、近所にあるということから、文人館みたいな、そういったような計画を考えられませんかというご提案がございました。それから、あとの11件は、ほとんどなんですけども、議会なんかでのご審議もありますとおり、住宅としてまだ機能としてもったいないじゃないかとか、そういうような記述があったということが現実でございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。四番町公共施設です。これは従前からお話。ようやく議会の大方の同意を得ながら、物事を進めていこうということでございます。もちろんまだ反対の方もいらっしゃるし、住宅の方も出たくないという方もいらっしゃるんですけども、あそこはご理解を賜りたいということを言っていかなるを得ないかなということでございます。

今の進捗はそういうことでございまして、いずれにしてもここは、建てかえには、時間的に限りがございますので、今、先ほど課長のほうからありましたように、保育園につきましては、今、日テレさんの土地を借りて、仮園舎としてもうスタートを切っているということでございます。

そういうよそ様の土地を借りながら、ここを直していくという形を取らざるを得ない地域特性でございますので、その中で将来に向けていい建物にしていこうということでございます。

何かご意見がございましたら、あれですけど。ご質問等、よろしいですか。

長崎委員

せっかくだったら、ちょっと、保育園の定員をふやすとかできないのかな。保育園は減っていくんですかね。

坂田教育長

そこはね、難しい。当面はふえるかもしれない。

それじゃあ、そこは、大矢部長、お願いいたします。

子ども部長

保育園につきましては、一時、公立保育園を、規模を大きくするという案が建てかえのときにあったんですね。そのときに、これは議会ともいろいろ話し合った結果、規模が、おおむね100人程度の規模を超えてくると子どもをよく見られないというようなことから、公立園において、保育園の規模はおおむね、大体100人ぐらいを限度としようということが、当時、教育委員会それから議会との話し合いの中で決まってきたという経緯がございます。

ですから、もし今後、また、今決まっているような話、教育委員会のほうで、例えば規模を変えていこうといった場合には、教育委員会の中で話をして、それをまた議会のほうに、一時は決めたけど、こういう理由でやっぱり

坂田教育長

金丸委員

子ども部長

金丸委員

坂田教育長

子ども支援課長

坂田教育長

学務課長

大きくしようということであれば、それはそれでまた、あるんですけど。

今、現状では、そういう経緯をたどっているので、公立保育園においては、おおむね100人を上限とするような施設規模にしようということに今はなっております。

はい。金丸委員。

もう1点だけ。病児の保育室が入るということで、非常にいいなというふうに思っているんですけど。

病後児ですね。

病後児ですね。これは何人分用意されることになるんでしょうか。

はい。加藤課長。

定員は4名で現在考えているところでございます。

よろしいですか。

ほかに、よろしいですかね。また、都度、確認をしながら進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。

平成30年度、来年度の特別支援教育の体制整備につきまして、お話をさせていただきたいと思います。学務課長からお願いします。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。

30年度の特別支援教育の体制整備ということで、前回の教育委員会で、障害児計画のお話をさせていただいたときに、来年度どうなるんだというようなお話もありましたので、まとめて来年度の主立った拡充、改正点をこの資料に基づいてご説明させていただきます。

概要のところをごらんになっていただければと思うんですが、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童が増加しております。そのため、より効率的・効果的な指導を行うための環境を整えるために、巡回教員の巡回体制の見直しや専門性のある非常勤職員の配置を行ってまいります。

具体的には、大きな1番、この表の下にあります左側の表でございしますが、小学校における特別支援教室の拠点校の増設ということをごささせていただきます。特別支援教室とはということで、きょう実は席上に、千代田区における特別支援教育の対象の概要というものをお配りさせていただいてございますので、右側のほうに、教育委員会の資料ということで、追加できようお配りさせていただいたものを、あわせて見ながら、お聞きになっていただければと思います。

こちらは、特別支援教育の対象の概要にございます3つの箱がございしますが、一番下の箱、通常の学級（小学校、中学校、中等教育学校）に特別支援教室というものを、平成28年度から設置してございまして、こちらにもございますような情緒障害ですとか発達障害、こういった方々を対象としました教室でございます。

こちらを、30年度は、拠点校を増設して、効率的、効果的にやっていこうということで、（2）の内容にもございますように、今年度、平成29年度

は、対象児童が67名、それに対する巡回指導教員を7名配置して行ってございましたが、30年度におきましては、矢印の右側にもございますように、冒頭申し上げましたように、対象児童がふえてまいりまして、109名となります。これに対する巡回指導教員が11名となりまして、こういったことから、これまでは拠点校に巡回教員を配置して、巡回校にその指導教員を巡回させておりましたけども、30年度におきましては、より効果的に行うために、これまで麹町、神田校に設置しておりました拠点校を、それぞれ、2校ずつとしまして、ごらんになっていただけるような体制で、巡回させていただきたいということでございます。二重丸されているところが拠点校になりまして、一重丸のところは巡回校という形になります。

続きまして、大きな2番、特別支援教育指導員及び特別支援教室の専門員の配置等ということで、最初にご説明しました資料の右側のほうに概要を載せてございますけれども、特別支援教育に係る専門性を持った人事を配置し、より適切な指導を行えるよう、環境を整えるために、区立幼稚園・こども園に新たに特別支援教育指導員を配置するとともに、区立小学校に特別支援教育専門員の配置をするというものでございます。

特別支援教育指導員の拡充ということなんですけれども、これは、これまで小学校、中学校、中等教育学校については配置をしてございましたが、30年度からは、幼稚園・こども園にも各1名配置させていただくというものでございます。

もう一方、特別支援教育専門員というものを新たに、新規に小学校に各1名配置させていただきたいというものでございまして、こちらにつきましては、東京都の非常勤職員でございまして、区の併任という形で配置し、主な業務内容としましては、ごらんになっているような業務をしていただくということで、各小学校に1名配置します。中学校・中等教育学校につきましては、31年度よりそういった制度ができますので、それにあわせて配置させていただきたいというふうに考えてございます。

30年度の特別支援教育の体制整備ということで、小学校における特別支援教室の拠点校の増設及び指導員、特別支援教育専門員の配置をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。来年度の特別支援教育については、拡充をしていくということでございます。

何かご疑問なり、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

金丸委員。

金丸委員

この特別支援教育指導員というものと、特別支援教室専門員と、何か資格は違うんでしょうか。

学務課長

資格は、基本的には同じでございますが、任用が違ってくというものです。職務内容も違ってございます。

特別支援教育指導員につきましては、区独自の制度でございまして、区の

非常勤職員という形で任用させていただいてございます。それに対して、専門員のほうは、東京都の非常勤職員でございまして、従前から制度はございました。さらにこの専門員を加えることによって、より広く対応していくということで、配置させていただくというものでございます。

坂田教育長 はい。どうぞ。

金丸委員 ここに、特別支援教室専門員のほうは、都非常勤職員の後に、「（区併任）」と書いてありますよね。この「区併任」というものはどういう意味なんでしょうか。

学務課長 こちらの任用、採用は東京都で行いますけども、区のほうで配置するということで、区の発令に基づいて区のほうで職務をしていただくということで、「併任」というふうにさせていただいております。

金丸委員 両方から採用するという意味ではないんですね。要するに、都もお金を払うけれども、区もお金を払うという、そういう趣旨ではないんですね。

学務課長 あくまでも都の非常勤職員ですので、お給料につきましては、東京都から支払いをしていただけるというものでございます。区のほうからはお支払いはないです。

金丸委員 区の併任と書くと、そういう形になると、区の直接の指導が入りやすくなるという、そういう意味ですか。

坂田教育長 はい。学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

金丸委員 もう1点だけ。私の読み方が悪いのかもしれませんが、この29年度は、対象児童が67名と書いてあって、そして30年度は、見込みですけれども、対象児童が109名。この差って、1つは、29年度のときの6年生はもう、卒業しちゃっているわけですよね。6年生の卒業のことを無視しても、40名近くふえているということは、おおむね新しく入る1年生がそのぐらいいるんだと、要するにそういう障害を持っていच्छる子どもたちがいるという理解をしてよろしいんでしょうか。

学務課長 このふえた分というのは、新1年生ということではなくて、既に在学されている方から、いろいろ相談または巡回アドバイザーが行って、ちょっと心配だからということで、相談を受けながら、判定会という中で、やはりこの方については特別支援教室に行ったほうがいいだろうという追加の部分のお子さんも含まれてございます。

坂田教育長 はい。ほかにご意見なりご質問なり、ございますか。よろしいですか。いいですか。

（な し）

坂田教育長 はい。それでは、特別支援体制につきましては、終了させていただきます。

引き続き、学校事務センターの運用について、学務課長より説明をお願いします。

学務課長 続きまして、学校事務センターの運用についてご報告をさせていただきます。

す。

学校事務センターにつきましては、平成29年度より学務課のほうに設置して、試行的に運用させていただいておるものでございます。

改めてご説明をさせていただきます。このセンターの機能でございますけれども、大きく2つございます。学校配当予算のうち、一部事務についてセンターが集中的に処理をするということでございます。これはどういうことかといいますと、各学校が運営していくにあたって、学校で使う予算というものを、配当予算のうち、学校のほうに通知をしまして、各学校における事務職員が中心となりまして、各学校で使う、運営していくためのいろいろ物品とかそういった契約ですとか、そういった会計事務を行っておるんですけども、そういった仕事を教育委員会のほうに吸い上げて、集中的に処理をしていこうと。そういうことで、各学校現場における会計事務を減らすことで、現場の校長先生、副校長先生の負担を軽減していこうというものがまず1つ。

2つ目は、学校職員から事務全般に係る問い合わせ等に対しまして、学校現場をフォローアップしていこうというものでございまして、そうすることによりまして、各学校の事務レベルを平準化させるとともに、会計事故を未然に防ぐというようなものの狙いを持っております。

そういった機能を、平成29年度から実施しております。センターが実施する事務につきましては、具体的には、こちらにございますように、大きく2つございまして、センターが一括管理するほうが効率的な事務、物品の購入でしたら、はがき、郵券ですとかごみ処理券、給食用品、図書、保健用品等、そういったものを、共通して買えるものを、一括して購入できるものを教育委員会で吸い上げてやると。その他契約処理につきましても、ピアノの調律ですとか各種クリーニング、そういったものをセンターで吸い上げてやるというものがございます。

そして、2つ目は、学校職員からの問い合わせの対応ということで、ちょっと、細かいお話になりますけれども、各学校における事務をやっている職員、東京都の都費職員なんですけれども、各学校1名おります。それを支援する形で、事務補助のある臨時職員もおるんですけども、基本的には、学校事務職員、都費の職員が、たまたま千代田区の学校に入ってくる、東京都全体で動いておりますから、いろんなところを経験して異動されてくると。各区によって会計処理が異なっていて、千代田区の特殊性、会計事務の特殊性、そういったところで、なかなかないというところで、事務が停滞するケースがかなりあります。そういった場合に、事務の進め方について、事務センターの職員が支援する、または、場合によっては学校現場に赴いて支援するというようなことをやってございます。

そういったことで見込まれる効果としましては、右側の箱にございますように、3点、まずは、校長・副校長の事務負担の軽減、そして2点目、学校職員による副校長補佐機能の強化、そして、それに基づく3番目でございま

すが、教育事業の充実ということで、事務負担の軽減により、副校長による教員の指導・育成、保護者対応、児童対応が行いやすい環境を構築していくという効果を狙ってございます。

29年度から、学務課において、試行的に派遣職員2名で実施しておるところでございますが、その結果、学校配当予算の20%を現場から本庁のほうに吸い上げて実施させていただきました。30年度におきましては、拡充をさせていただきますまして、派遣職員3名に拡充させていただきますまして、学校配当予算の40%をカバーしていこうというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。学校事務のセンター機能といいますか、できる限り現場での負担を軽減したいということで、教育委員会事務局内で処理できるところを処理していこうという趣旨でございます。

何か。どうぞ。

金丸委員

よろしいでしょうか。機能を拡充することはとてもいいことだと思いますし、従前、都からの派遣職員の問題点で、学校の事務がかなり停滞していたということを解消するためにはすごくいいと思うんですけど。

1つだけ教えてください。この一番下に、派遣職員2名から3名と書いてある、派遣会社と契約するという意味で書かれていることなんでしょうか。学校に派遣するという趣旨ではないですよね、多分。

学務課長

こちらの派遣職員というものは、学校に派遣するという意味ではなくて、いわゆる派遣職員のマンパワーを、教育委員会のほうに派遣職員を配置しまして、一括して処理しているというものでございます。

金丸委員

派遣会社。

学務課長

派遣会社、はい。派遣会社でございます。派遣会社と契約している。

坂田教育長

はい。ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、学校事務センターの運用につきましては、30年度はこういう体制で行きたいということでございます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(4月5日号)掲載事項

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等(平成30年2月)

坂田教育長

それでは、本日は、その他ということに、日程第4、その他事項に入ります。

総務課長より説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、教育委員会行事予定表でございます。

本日、3月27日以降4月18日まで、そして4月19日から5月8日までの行事予定を一覧として記載させていただいたものでございます。

4月6日以降、小学校、九段中等教育学校入学式が予定されておりまして、以降、また、中学校の入学式とございます。

また、それに先立ちまして、今週金曜日、30日には教育委員会第1回臨時会を開催させていただく予定でございます。

続きまして、広報千代田4月5日号の掲載予定事業の一覧でございます。こちらにつきましては、子ども総務課、こちらの掲載記事といたしまして、青少年委員会のひがた探検隊、こちらの参加者募集について掲載いたします。以下、児童・家庭支援センター、指導課、そして文化振興課、生涯学習・スポーツ課等の事業につきまして、4月5日号で掲載の予定でございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。今後の教育委員会の動きと関係行事でございます。

特段何かご質問はございますか。よろしいでしょうかね。

(なし)

坂田教育長 また、随時ご意見があれば言っていただきたいと思います。

それでは、指導課長から、いじめに……

指導課長 それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の2月の状況についてご報告いたします。

今月のいじめの状況についての報告です。今月は、新たな認知報告はありませんでした。また、逆に、小学校で1件解消がございました。これによって、今年度のいじめの認知の累計数は22件、現在のいじめ対応件数は、小学校12件、中学校4件の合計16件、解消は、小学校4件、中学校2件の合計6件となっております。

続きまして、不登校についての報告でございます。今月は、小学校で2件新たに報告が上がっております。中学校・中等教育学校では新規はございません。これにより、小学校では13件、中学校・中等教育学校では32件、合計45件となりました。また、不登校児童・生徒のうち、中・中等教育学校で4名が学校復帰しております。

最後に、適応指導教室の利用者数です。今月は、小学生2名、中学生4名、合計6名の通室と、先月より変化はございません。

本年度も残りわずかとなりましたが、いじめや不登校への対応は、クラスがえや担任がえのあるこの時期が、学校側で受け入れ体制や人間関係の調整をし、本人も気持ちを入れかえることのできる絶好のチャンスでございますので、各学校に働きかけを行って、より多くの児童・生徒がいじめの解消、学校復帰できるよう対応してまいります。

なお、次回、4月に入りましての教育委員会で、本年度1年間の集計がまとまりますので、昨年度との比較や本年度の傾向など、ご報告申し上げたい

と思います。

報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということでございますので。次回という
ことで。

今のところ、ご質問等はよろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、きょうの日程は終わりということでございますが、何か委員さん
からのご発言がございましたら、よろしいでしょうか。

どうぞ、金丸委員。

金丸委員

この前の名古屋市の授業について、前川さんの授業について、文部科学省
が調査を始めましたよね。あれも議員が裏側で糸を引いたという政治との関係
で、教育の中立性が壊されるんじゃないかという問題になってきて。同じ
ように、東京都では足立区の性教育について、これまた、調査をするんだと
言っているので、非常に危なくなっているということで。我々がそういう
ことに対してどういうふうに対処するかということを考えなきゃいけない
時期になっているのかなという問題点を1つ感じました。

それから、もう一つ、おとといだったと思いますが、TBSのBSでやっ
ていた世界の天才をつくる教育というところで、フランスでは、今ま
で小学校からも哲学をやっていたけども、最近は幼稚園から哲学をやってい
ると。哲学といっても、具体的には、園児に対して、愛とは何ですかという
ようなことを聞いて、子どもは、お父さん、お母さんのことを好きだとい
うことですか、その程度なんですけれども。どうも今までの教育のカリキュ
ラムそのものが、これから大きくAI発達していくところに対しての教育に
果たして合致しているんだろうかということについても、我々は順次考えて
いかなきゃいけないのかなということを感じました。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

そうですね。1つは政治の中立性の話、これは教育を担う者としてどうあ
るべきか、これはなかなか難しいところがあります。とりわけ行政、教育行
政は、ある意味、立法機関と行政との関係からすれば、やはり立法の意思と
いうものをおもんばからなければいけないという側面もどうしてもある、行
政からしますとね。しかしながら、一方では、それをルーズにしておくと、
教育そのものが腐ってきちゃうということがありますので。そこをどう、個
別具体的に判断しなきゃいけない話なんだろうけれども、きちっと頭に入れ
ていくということだろうというふうに思います。

あとは、これから世の中はどう変わっていくか、先ほど天才を育てるとい
う話がありましたけれども。常に教育の目標といいますか、そこを見定め
ながらも、世の中の趨勢とどう折り合いをつけていくのかということとは、や
っぱり我々常々アンテナを張っていなきゃいけないことだろうなというふう
に思います。また、いろんなそういった課題を出していただきながら、この

中で議論をしていきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点がございましたら。

中 川 委 員 今、金丸委員のおっしゃっていたことに関連して言えば、やっぱり子どもたちが健やかに楽しい学校生活を送れるということを一番のスタートにしたいといけないんだなということは思います。

坂 田 教 育 長 はい。ありがとうございます。

そういう自由なご意見をいただきながら、きちっと方向を見定めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいですか。

(な し)

坂 田 教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。